表　　題	死亡届と埋火葬(2023.04期テーマ)		
著　　者	高見 晴彦(取り纏め)		
作 成 日	2023年4月3日	最終更新	2023年4月30日

キリスト教会葬儀研究所(CCFI) http://www.ccfi.jp/

2023.04期テーマレポート

［実務者向け］

本レポートは主に葬儀士（葬儀実務者）向けに作成されたものです。

表題のテーマにかかる概略や法令根拠、実務上の留意点等を纏めています。

なお表題は「死亡届と埋火葬」となっていますが、

分骨や改葬に関する情報を含みます。

2023年4月3日 ″死亡届″一次概論

2023年4月7日 ″死亡届″二次概論（全般的な加筆修正） 付録追加

2023年4月9日 ″死亡届″二次概論追補（軽微な修正やレイアウトの調整を含む）

2023年4月12日 ″埋火葬″一次概論追加　レイアウト調整　コラム追加

2023年4月21日 ″埋火葬″改葬追加　埋収蔵追補　一部修正

2023年4月30日 軽微な修正やレイアウトの調整

2023年7月27日 一部誤記を訂正

2023年8月1日 ″死亡届″死産の届け出に関する項目の追加 書式追加

″埋火葬″火葬料金の市内外の差についての項目追加

死亡届

▽用語

「死亡届」とは、ある人の死亡を役場に届け出ること、またその届け出に用いる書類（届書）のことです。（※なお届け出は届書を用いず、届出人が役場に出頭し口頭で行うこともできます[*1]が、実際に行われることは稀でしょう）

▽届け出用紙

届け出用紙は役場に用意されており、一般的にＡ３判を横にした用紙の左半分が死亡届、右半分が死亡診断書（死体検案書）となっています。そのため、この用紙を病院等が所持し、死亡診断書部分だけを記入して遺族に交付することも多いでしょう。ただしＡ４判用紙で死亡診断書だけを作成して交付する病院等もありますので、その場合は別途死亡届用紙を入手する必要があります。用紙データは末尾に添付してありますので、普通紙に印刷することでも使用できます。

▽死亡の届け出義務者

死亡の届け出義務者の順序は次の通りです。ただし、①が存在する場合に②が届け出るなど、順序にかかわらず届け出をすることができます[*2]。

①同居の親族（親族とは、六親等内の血族及び三親等内の姻族です[*3]）
②その他の同居者
③家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人
④同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者[*4]

また上記の他、船長、公設所の長または管理人が届け出をする場合があります[*5]。
（※死亡した病院や施設等が私設の場合、その長が上記③の区分で死亡を届け出ることがあります。ただしそれらが公設の場合は「公設所の長」です。また実務上、私設病院等の長は当然に個人名で届け出ますが、公設所の長は当該公設所の役職名によって届け出が受理される場合があります。そこのローカルルールが存在する場合もありますので、個々の取り扱いは役場に確認しましょう）

親族がおらず、単身で暮らしていた人が持ち家で亡くなったというような場合、届け出を行うに適当な義務者がいないというケースも有り得ます。生活保護を受けていた場合には福祉事務所（役場の生活保護係）が職権で戸籍係と連絡して処理してくれる場合もあります（戸籍記載事項変更願などの名称で扱われる）が、なぜかそのような処理を頑なに拒否する役場もあり、取り扱いは定まっていないようです。福祉事務所が関わっていないような場合には最終的に戸籍係が職権で処理することもあるでしょう[*6]が、大凡の場合は可能な限り提出できる関係者を探すように役場から指示されることでしょう。
（※例外的に、届け出義務者以外の関係者（葬儀執行者等）を届出人として死亡届を受理したケースがあるようですが、すべての役場がそのように取り扱うとは限りません）

▽死亡届の提出期限、提出先と受付時間

死亡の届け出は、死亡を知った日から７日以内[*7]に行う必要があります。（※例外として、国外で死亡した人についての届け出は3ヶ月以内[*8]、失踪宣告を受けて死亡したと見做された人[*9]についての届け出は裁判の確定から10日以内[*10]に行う必要があります）

また実務上は埋火葬を行う前[*11]である必要があります。

提出期限を過ぎても提出自体はできます[*12]が、正当な理由なく届け出を怠った場合には罰則が適用される場合があります[*13]。

死亡届の提出先は、死亡者の本籍地、届出人の住所地[*14]、死亡地[*15]のいずれかの市区町村役場です。死亡者が外国籍の場合は本籍地以外のいずれかになります。（※他、死亡地が明らかでない場合は死体が最初に発見された地、汽車その他の交通機関の中で死亡があったときは死体をその交通機関から降ろした地、航海日誌を備えない船舶の中で死亡があったときはその船舶が最初に入港した地[*16]で、届け出をすることができます）

死亡届はいずれの自治体でも２４時間いつでも受け付けてくれます[*17]。閉庁時には主に守衛室等で受け付けます。ただし、支所や出張所等では時間外受付を行っていない場合がありますから確認が必要です。

▽死亡届の添付書類

死亡届には、死亡診断書ないし死体検案書を添付します[*18]。やむを得ない事由によって診断書又は検案書を得ることできない場合には、その旨を記載するとともに診断書等に代えて死亡の事実を証すべき書面（失踪宣告を受けた裁判の謄本等でしょうか）を添付しま

す[19]。なお市区町村長が自ら定める方法で診断書等の内容を確認できる場合には、診断書等の添付は不要[20]とされています。

また届出人が後見人等の場合、その資格を証する書類（登記事項証明書等）を併せて提示する必要があります。さらに後見人等が法人の場合、届出人は法人の代表者個人となり、その届出人が当該法人の代表者であることを証する書類も必要です。これらは原本が必要ですが、返却を希望すれば確認の後返却されます。

▽ 死亡届の記載内容

死亡届には、下記の内容を記載します[21]。

Ⅰ．死亡者について

・氏名

・性別

・生年月日

（出生後三十日以内に死亡したときは、出生の時刻）

・死亡日時

・死亡場所

・住所及び世帯主氏名

・本籍及び筆頭者氏名

（外国人のときは、国籍のみ）

・配偶者の有無、年齢など

・世帯の主な仕事（死亡者の属する世帯のうち最も収入の多い人の仕事について）

（国勢調査実施時は、死亡者の職業と産業）

Ⅱ．届出人について

・届出人の種別

・住所

・本籍及び筆頭者氏名

・氏名

・生年月日

国税調査実施時に記載する職業と産業は、総務省の日本標準産業分類によります。分類番号だけでも大丈夫です。（ネットでも確認できますが、国税調査の時期になると戸籍係

の窓口でリストをもらえるでしょう）

その他、以下のような記載を求められる場合があります。

①埋火葬の場所
②死亡者と届出人との続柄
③届出人の電話番号
④葬儀社名や連絡先

①及び②は死亡届に必要な記載ではなく、埋火葬許可証申請のために必要な記載です[*22]。③は届け出内容に疑義がある場合に届出人に連絡するためのもの、④は提出した使者（後述）の身分を確認し、必要な場合に連絡をするためのものです。

▽署名と押印

届出人氏名欄には原則として届出人本人が署名しなければなりません[*23]。ただし、届出人が署名できない事由があると市区町村が認める場合には、その事由を記載し、氏名を代書させることができます[*24]。また口頭で届け出をする場合にも、原則として役場側が陳述内容を記した書類に署名しなければなりません[*25]。

署名欄の端には多くの場合「印」の字がありますが、近年のデジタル化推進に伴う2021年9月31日の戸籍法改正により押印は不要となっています。（※これ以前、戸籍法施行規則第62条は、「届出人、申請人その他の者が、署名し、印をおすべき場合に、印を有しないときは、署名するだけで足りる(以下略)」でしたので、そもそも押印は絶対必要というわけではありませんでしたが）

▽届け出の内容に誤りや欠落がある場合

死亡届及び死亡診断書等の氏名の文字に誤りがあっても、当該文字が正字の異字体であると認められるとき（例えば「斎藤」を「斉藤」と記載したような場合）には、戸籍係が手元で修正して受理してくれることが普通です。（※まったく別の字を書いているときは、届出人や死亡診断書を記載した医師が修正するよう指示されることもあります。ただし役場から届出人や医師への問い合わせで修正できないわけではないので、通してくれる係員もいます）

住所等の「番」が「番地」になっている、建物名や部屋番号が抜けているなど、軽微な誤りがある場合、また特に本籍やその筆頭者については、判らない場合は空欄でも戸籍係が手元で修正して受理してくれることが普通です。（※当然のことながら、氏名、性別、生年月日、住所等を総合的に照合しても、届書にある死亡者が戸籍簿にある当人と推認できないほどに誤りや欠落がある場合には、書き直す必要があります）

▽代書

死亡届は役場への届書ですから、その代書を業として行うことができるのは行政書士（や弁護士）に限られます。遺族のうち届出人以外の人が代書することは普通にありますが、前述のように署名欄は原則として届出人が書かなければなりません。当然、遺族に頼まれても葬儀士が遺族に代わって代筆することは可能な限り避けるべきです。とはいえ、大きな声では言えませんが、これらは実務上はかなりアバウトで、役場も届け出の内容が正しければそこまでわざわざ確認していません。なお、届出人が書いた届書を役場に持参し提出するだけであれば、それは使者として扱うため行政書士法にかかる問題は生じません。

▽死産届

妊娠4ヶ月（妊娠12週を過ぎた翌日以降）以上の胎児が死産であった時には、死亡届に代え死産届を提出します*26（様式は末尾に添付してあります）。この場合、死亡届に添付する死亡診断書又は死体検案書に代えて、死産証書又は死胎検案書を添付します*27。死亡届と異なり届出義務者の順序が定められており、「父・母・同居人・死産に立会つた医師・死産に立会つた助産師・その他の立会者」の順で、やむを得ない事情の無い限りは上位の者が届け出なければなりません*28。また届出先は「届出人の所在地又は死産があつた場所の市区町村長」となっており、死亡届と異なり父母の本籍地での届出はできません*29。その他は概ね死亡届と相違ありません（届書の記載項目は異なります）。

---

*1戸籍法　第27条

*2戸籍法　第87条

*3民法　第725条

*4任意後見人受任者は2019年5月31日より追加されました。

*5戸籍法　第90条及び第93条

*6戸籍法　第24条2項

*7戸籍法　第86条1項

*8戸籍法　第86条1項

*9民法　第31条

*10戸籍法　第94条

*11墓埋法　第5条1項

*12戸籍法　第46条

*13戸籍法　第137条

*14戸籍法　第25条

*15戸籍法　第88条1項

*16戸籍法　第88条2項

*17戸籍事務取扱準則制定標準　第24条1項

*18戸籍法　第86条2項

*19戸籍法　第86条3項

*20戸籍法施行規則　第58条の二

*21戸籍法　第29条,同　第86条2項,戸籍法施行規則　第58条

*22墓地、埋葬等に関する法律施行規則　第1条7号･8号

*23戸籍法　第29条

*24戸籍法施行規則　第62条

*25戸籍法　第37条2項

*26昭和二十一年厚生省令第四十二号　第3条

*27昭和二十一年厚生省令第四十二号　第4条1項

*28昭和二十一年厚生省令第四十二号　第7条

*29昭和二十一年厚生省令第四十二号　第4条1項

コラム：ピラトの行政処分

”そのころ、皇帝アウグストゥスから全領土の住民に、登録をせよとの勅令が出た。これは、キリニウスがシリア州の総督であったときに行われた最初の住民登録である。”

（ルカによる福音書 第2章1-2節）

”アリマタヤ出身で身分の高い議員ヨセフが来て、勇気を出してピラトのところへ行き、イエスの遺体を渡してくれるようにと願い出た。この人も神の国を待ち望んでいたのである。ピラトは、イエスがもう死んでしまったのかと不思議に思い、百人隊長を呼び寄せて、既に死んだかどうかを尋ねた。そして、百人隊長に確かめたうえ、遺体をヨセフに下げ渡した。”

（マルコによる福音書 第15章43-45節）

新約聖書時代、ローマ帝国では租税徴収や徴兵のために住民登録が行われていたようです。聖書ではさすがに死亡の届け出については言及されていませんが、住民登録が行われていたのであれば、死亡等によって住民でなくなった場合にもなんらかの形で届け出がなされていたのでしょうか。あるいは一定の周期で現況を届け出て、当期の税などを決めていたのかもしれませんね。遺体の引き渡しについても、これが罪人に特有の取り扱いであったのかは判然としませんが、部下から死亡確認の報告を受けた後に首長であるピラトが許可している様子が、現代の手続方法と似通っているのは興味深いところです。現代では書類も増え、確認が厳密になっているとはいえ、行政手続の基本的な性格というものは変わらないのでしょう。

そう考えると、この総督ピラトという人も一面、不憫な気もしてきます。使徒信条では「ポンテオ･ピラトのもとに苦しみを受け…」などと極悪人かのようにも言われていますが、民衆がイエスを十字架につけろと要求したことがねたみからであろうと理解していましたし、「いったい、どんな悪事を働いたと言うのか。この男には死刑に当たるような犯罪は何も見つからなかった」とぎりぎりまで擁護し、最後には手を水で洗って、「この人の血について、わたしには責任がない」とまで言いいながらも、社会秩序の安定のためにイエスを死刑にする判決を下しています。良心の呵責に苛まれながらも自らの職務に忠実であったこの役人のように、現代でも規律と実情のギャップに頭を抱え、もどかしく思うシーンも少なくありません。制度をよく理解し、役人も実務者たちも協力し合って、平穏に手続が進むように努めていきたいものです。

埋火葬

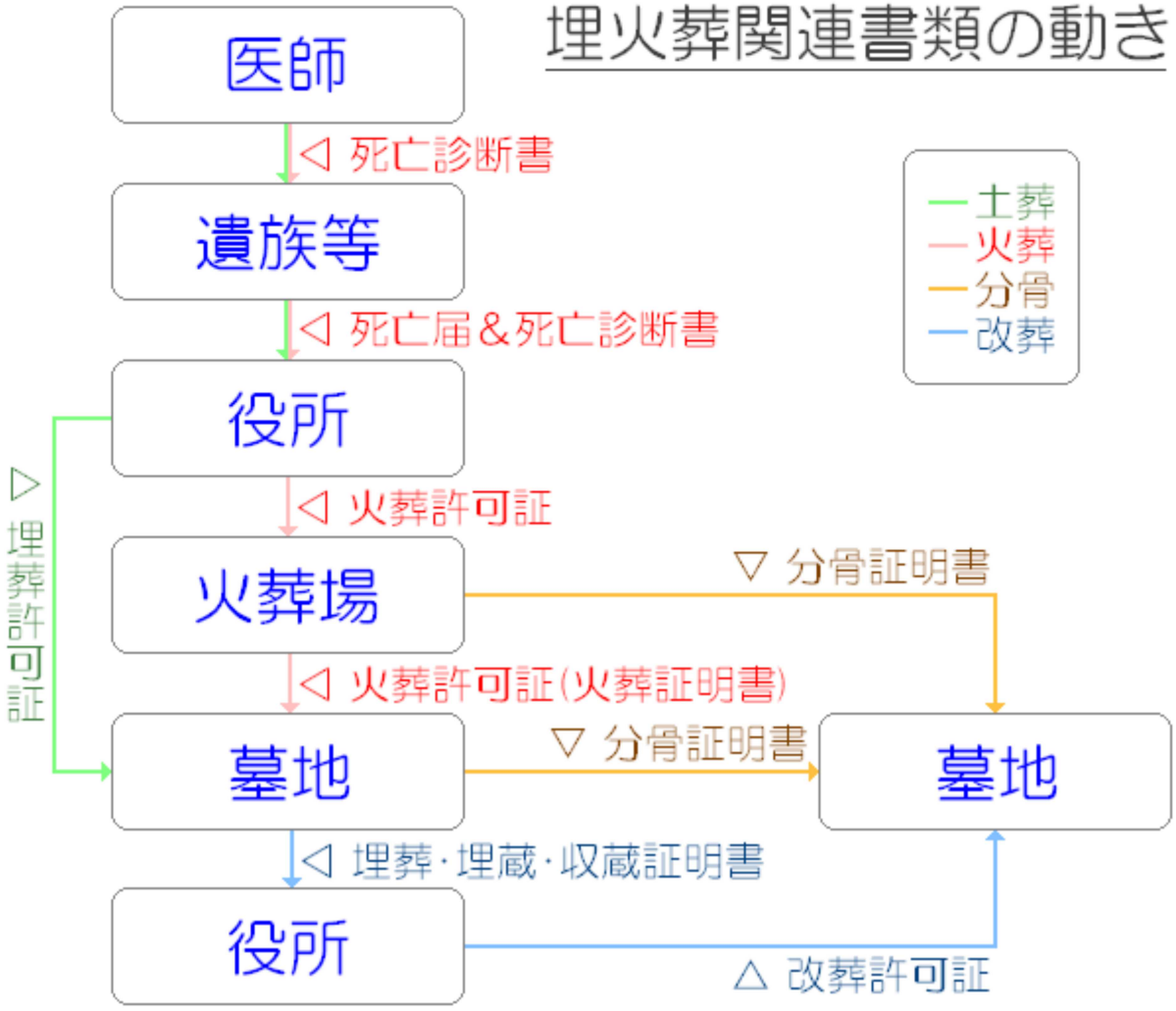

▽用語の定義

本レポート中における用語の定義は「墓地、埋葬等に関する法律」並びに同施行規則に基づきますので、平易にいうと以下のようになります[*1]。

・死体　…　妊娠4ヶ月以上（妊娠12週を過ぎた翌日以降）の死胎を含みます

・埋葬　…　いわゆる土葬のこと

・火葬　…　火葬のこと

・改葬　…　死体や焼骨を他の墳墓や納骨堂に移し換えること

・墳墓　…　いわゆる墓のこと

・墓地　…　墳墓を設置するため、自治体の許可を受けた区域のこと

・納骨堂　…　焼骨を収蔵するため、自治体の許可を受けた施設のこと

・火葬場　　… 火葬をするため、自治体の許可を受けた施設のこと
・焼骨　　… 火葬した後に残った骨（このうち拾骨されたものを遺骨といいます）
・埋蔵　　… 焼骨を墳墓に納めること
・収蔵　　… 焼骨を納骨堂に納めること

なお参考として、上に示したように同法で取り扱う死胎は妊娠4ヶ月以上の死胎ですので、これ以前の死胎に関してはこの法律によるところではなく、胞衣や産汚物（産褥汚物とも）、あるいは医療廃棄物等としてかかる法令に基づいて取り扱われます。手術等によって切断された人体の一部についても同様です。（※火葬場によってはこれらの焼却ができる場合もあります）

▽火葬等の許可と許可証

死亡届が受理された後、届出先の役場に対し火葬または埋葬の許可を申請し[2]、許可証を発行してもらうことができます[3]。本来、死亡届と火葬等の許可申請は別の手続きですから、許可申請のためには申請書を提出する必要があると定められていますが[4]、現在は実務上一連の手続きとして取り扱われ、申請書を省略し死亡届の提出をもって火葬等の許可を申請したものと見なす運用がなされることが普通です。（※ただし、事情によっては火葬等の許可申請を伴わない死亡届（失踪者等）もありますから、あくまでも便宜上の取り扱いです）

許可証は許可する内容に応じ、「火葬許可証」「埋葬許可証」あるいは両者を許可する「埋葬火葬許可証」「埋火葬許可証」等の名称で作成されます。またそれらの名称に「死体」を冠する場合もあります。これらの許可証はいずれの市区町村で発行されたものでも全国で有効です。

▽火葬等のできる場所と火葬等を行うまでの時間的制約

火葬は火葬場として都道府県知事から許可を受けた施設で行わなければなりません[5]。埋葬及び焼骨の埋蔵は墓地として都道府県知事（市または特別区にあつては、市長または区長）の許可を受けた区域で行わなければなりません[6]。例外として、法施行以前より継続的に埋葬や焼骨の収蔵に使用されていた区画においては、改めてこの許可を要さず使用できる場合があります。（※激甚災害や感染症パンデミック時においても、関係法で定められた特例は火葬等の許可に関することだけ[7]ですので、現時点では火葬炉を用いない火

葬が行われる場合も原則的に火葬場の敷地内で行われることを想定しています。また埋葬についても、東日本大震災の折には「仮の」という条件付きで墓地区画外への時限的な埋葬が行われましたが、原則的には墳墓を建てずとも墓地区画内における埋葬を想定しています）

火葬及び埋葬は、原則として死後または死産後24時間を経過した後でなければ行えません[*8]。ただし妊娠7ヶ月に満たない(妊娠満24週まで)死産の場合、また特定の病気によって死亡した場合も、死後24時間以内の火葬等が可能です[*9]。

▽火葬場等の使用

火葬を行うには、火葬許可証を火葬場の管理者に提出しなければなりません[*10]。埋葬を行うには、埋葬許可証を墓地の管理者に提出しなければなりません[*11]。

これらの許可証により火葬等を行うこと自体は許可されていますが、実際に火葬等を行う施設の使用に当たっては、火葬場等の設置にかかる自治体条例等、個々の施設のために定められた規則に基づいて必要な手続きを行わなければなりません。予約申し込み方法、書類の提出場所や期限、料金や支払いの方法その他、施設によって実に様々な取り決めがあり、「やり方は当該施設に訊いてみなければ分からない」と理解しておくべきです。

火葬の料金や付随する施設料金については、公営火葬場では一般的に死亡者や使用者がその火葬場の設置されている自治体の住民であるか否かによって差が設けられており、住民は低額に、住民外は高額に定められています(住民の2倍～10倍[*12]程度でしょう)。これは概ね1体の火葬にかかる実費よりも火葬料金を抑えるために当該自治体が補助金を与えているためです。住民料金とされる要件は火葬場によって異なり、概ね死亡者が住民であれば住民料金ですが、死亡者が住民でない場合に代わりに使用者が住民であれば住民料金とする所と、あくまで死亡者の住所地だけで判断する所とがあります。また設置の経緯や立地等によって、設置されている自治体の住民以外にも住民料金とする範囲を定めている場合もあります。（※なお死産児の火葬に際してはその母親の住所地で判断されることが多いようです）

火葬開始から拾骨までの時間は燃料や炉の構造（ロストル式か台車式か等）、ホールの構造（入場者・拾骨者の入れ替わりのタイミング等）によって、各火葬場が独自に設定し

ています。短いところで1時間弱、長いところで3時間程度ですが、入場時間によっては拾骨が翌日という設定になっているところもあります。

このほか、火葬場の使用に当たって実務者として確認しておきたいことは、特に次のようなことです。

・予約時間に対して実際に入場すべき時間の幅
・出棺経路や車両様態の指定[*13]、出棺時の電話連絡等の要否
・駐車場の有無や入場時の車両台数の制限
・葬儀社からの案内人や立会人の要否
・火葬前儀礼及び楽器や伴奏機などの使用の可否
・棺の受け入れ可能サイズ・材質等、また副葬品の制限
・待合室、個室等の有無、また飲食の可否等
・骨壺・骨箸その他、持ち込むべき物、持ち込んではいけない物

▽火葬証明と拾骨

火葬の後、火葬場の管理者が火葬を行った日時等を記載した火葬許可証が使用者に返却されます[*14]。（※この際、多くの指南書等で「埋葬許可証になって返却されます」等と説明されていますが、用語の定義で触れているようにこれは誤りで、当該書類の名称は「火葬許可証」のまま変更されません）

拾骨の際、焼骨の全部を拾う（全部拾骨）か、一部を拾う（部分拾骨・一部拾骨）かは、地域によって一般的な慣習が異なりますが、概ね遺族の希望によって選択できます。また法的には拾骨を行わなければならないという定めは無いため、拾骨を全く行わないという選択も有り得ます。ただし、全部拾骨が一般的な地域の火葬場においては、部分拾骨または無拾骨を選択した場合に残骨の処理のために追加の料金を支払わなければならない場合もあります。

一般的な用語としては焼骨の全部を「遺骨」と言いますが、焼骨のうち、拾骨されたものを遺骨、拾骨されなかったものを残骨とし、遺骨のみが祭祀の対象となると言えるため、火葬場に骨を残してもそれは刑法第190条で遺棄等を禁じられた遺骨には当たらない、とした判例があります[*15]。また残骨を処分した後に遺族がその返還を火葬場に求めるようなケースもあったことから、多くの火葬場では部分拾骨または無拾骨の際には、遺族が残骨

の返還を求めないという旨の誓約書の提出が求められています。

拾骨は一般的に骨箸を用いて行われますが、二人一組で両側から共に箸で骨を掴む「渡し箸」や、木と竹など素材の異なる箸を一組として用いる「違い箸」など、拾骨の方法も地域の慣習や火葬場の実情によって異なります。また骨箸を火葬場が備え付けてある場合もあれば、持ち込む必要がある場合もあります。

拾骨容器（骨壺）は遺族側が持ち込む場合も、火葬場で販売しているものを使用する場合もあります。一部には、拾骨容器の持ち込みが禁じられており、火葬場で販売しているものを使用しなければならない火葬場もあります。遺族が持ち込む場合には、骨壺として作られた容器以外にも拾骨に差し障りのない容器[*16]であれば可とする火葬場もありますが、一般的な拾骨容器を用いない場合には火葬場に確認しておくべきです。

▽焼骨の埋収蔵と分骨

焼骨を墳墓に埋蔵する、または納骨堂に収蔵するには、拾骨の際に返却された火葬許可証を当該墓地または納骨堂の管理者に提出しなければなりません[*17]。（※例外的に、火葬許可証を紛失したような場合には、火葬場の管理者の発行する火葬の事実を証する書類（火葬証明書）で代えることがありますが、法にはない実務上の取り扱いです）

焼骨を複数の場所に埋収蔵するには、上記のように焼骨を埋収蔵した墓地または納骨堂の管理者、あるいは火葬を行った火葬場の管理者から、分骨の事実を証する書類（分骨証明書）を交付してもらい[*18]、それを分骨先の墓地または納骨堂の管理者に提出しなければなりません[*19]。

▽改葬

すでに墳墓または納骨堂（以下、墳墓等）に納められた死体や焼骨（以下、焼骨等）を他の墳墓等に移すには、まず現在焼骨等が納められている墳墓等がある市区町村の役場に改葬の許可を申請し[*20]、改葬許可証を発行してもらいます[*21]。この許可証は、これまでに述べた埋葬許可証または火葬許可証に置き換えて、墓地、納骨堂、火葬場の管理者に提出します[*22]。（※火葬場の管理者に提出する場合とは、現在では珍しいケースですが、埋葬された死体の改葬にあたり火葬する場合などのことです。この場合、法には明記されていませんが、改葬許可証を火葬許可証とみなして、火葬の日時等を記載して返却されるもの

とみられます）

改葬許可の申請に当たっては、原則として元の墓地または納骨堂の管理者の作成した、焼骨等が納められていることを証する書類を添付します*23。

改葬と分骨の違いを平易にいうと、ある人の死体または焼骨の全部を他の墳墓等に移す（改葬）か、一部を移す（分骨）かです。改葬の場合には元の墓地の墓籍簿からその人の名は消えますが、分骨の場合は元の墓地にも焼骨が残っているため、両方の墓地の墓籍簿に名が記されています。

改葬は焼骨等を「墳墓等から墳墓等へ」移動させることとされていますが、同じ墓地内にある墳墓等から墳墓等へ改葬する場合は、例外的にここでいう改葬手続を行わず墓地管理者による墓籍簿の書き換えのみで足るとされる場合があります。これは墓地内で使用者が同じ複数の墳墓を纏めたり、個人墓から合葬墓へ移すなどのケースが想定されます。

---

*1墓地、埋葬等に関する法律 第2条

*2墓地、埋葬等に関する法律 第5条

*3墓地、埋葬等に関する法律 第8条

*4墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第1条

*5墓地、埋葬等に関する法律 第4条2項

*6墓地、埋葬等に関する法律 第4条1項

*7災害対策基本法 第86条の4の2項,新型インフルエンザ等対策特別措置法 第56条1項

*8墓地、埋葬等に関する法律 第3条

*9感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第30条3項

*10墓地、埋葬等に関する法律 第14条3項

*11墓地、埋葬等に関する法律 第14条1項

*1210倍の実際は昔の大阪市。現在は6倍に緩和されています。

*13例えば奈良県奈良市内においては、観光地である奈良公園内の道路を霊柩車が通ってはいけないことになっています。また兵庫県姫路市内では、市中にある史跡の土壁等に接触しないよう、宮型霊柩車の使用が禁止されています。

*14墓地、埋葬等に関する法律 第16条2項,同施行規則 第8条

*15大審院明治43年10月4日判決

*16経験上、砂糖壺やガラス壺、木箱やハンケチ、封筒なども使われたことがあります。

*17墓地、埋葬等に関する法律 第14条1項及び2項

*18墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第5条1項及び3項

*19墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第5条2項

*20墓地、埋葬等に関する法律 第5条

*21墓地、埋葬等に関する法律 第8条

*22墓地、埋葬等に関する法律 第14条

*23墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第2条2項1号

死　亡　届

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	長印

令和　年　月　日 届出

長殿

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

(1)	（よみかた）	氏　名
(2)	氏　名	□男　□女
(3)	生年月日	年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください。）□午前 □午後　時　分
(4)	死亡したとき	令和　年　月　日 □午前 □午後　時　分
(5)	死亡したところ	番地 番　号
(6)	住所（住民登録をしているところ）	世帯主の氏名
(7)	本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名
(8)(9)	死亡した人の夫または妻	□ いる（満　歳）　いない（□ 未婚　□ 死別　□ 離別）
(10)	死亡したときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □4. ３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □5. １から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯
(11)	死亡した人の職業・産業	（国勢調査の年・・・　年・・・の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください） 職業　産業
	その他	
	届出人	□1. 同居の親族　□2. 同居していない親族　□3. 同居者　□4. 家主　□5. 地主 □6. 家屋管理人　□7. 土地管理人　□8. 公設所の長　□9. 後見人 □10. 保佐人　□11. 補助人　□12. 任意後見人　□13. 任意後見受任者 住所 本籍　番地 番　筆頭者の氏名 署名　印　年　月　日生 （※押印は任意）
	事件簿番号	

字訂正
字加入
字削除

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
死亡したことを知った日からかぞえて７日以内に出してください。
死亡者の本籍地でない役場に出すときは、２通出してください（札幌市内に提出する場合は、１通で結構です。）。２通の場合でも、死亡診断書は、原本１通と写し１通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録（厚生労働省所管）にも用いられます。

日中連絡のとれるところ

電話（　　）

自宅　勤務先　呼出（　　方）

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。かい書で、できるだけ詳しく書いてください。

	氏名	1 男　2 女　生年月日 大正　平成　昭和　令和　年　月　日（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）午前・午後　時　分
	死亡したとき	令和　年　月　日　午前・午後　時　分
(12)(13)	死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別　1 病院　2 診療所　3 介護医療院・介護老人保健施設　4 助産所　5 老人ホーム　6 自宅　7 その他
		死亡したところ　番地 番　号
		（死亡したところの種別1～5）施設の名称
(14)	死亡の原因 ◆Ⅰ欄、Ⅱ欄ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆Ⅰ欄では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的因果関係の順番で書いてください ◆Ⅰ欄の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的因果関係の順番で書いてください	Ⅰ (ア) 直接死因　発病（発症）又は受傷から死亡までの期間
		Ⅰ (イ) (ア)の原因
		Ⅰ (ウ) (イ)の原因
		Ⅰ (エ) (ウ)の原因
		Ⅱ 直接には死因に関係しないがⅠ欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等
		◆年、月、日等の単位で書いてください　ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください（例：1年3か月、5時間20分）
		手術　1 無　2 有　部位及び主要所見　手術年月日　令和 平成 昭和　年　月　日
		解剖　1 無　2 有　主要所見
(15)	死因の種類	1 病死及び自然死 外因死　不慮の外因死　2 交通事故　3 転倒・転落　4 溺水　5 煙、火災及び火焔による傷害　6 窒息　7 中毒　8 その他 その他及び不詳の外因死（9 自殺　10 他殺　11 その他及び不詳の外因） 12 不詳の死
(16)	外因死の追加事項 ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したとき　平成・令和　年　月　日　午前・午後　時　分
		傷害が発生したところの種別　1 住居　2 工場及び建築現場　3 道路　4 その他（　）
		傷害が発生したところ　都道府県 市郡 区町村
		手段及び状況
(17)	生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重　グラム
		単胎・多胎の別　1 単胎　2 多胎（　子中第　子）
		妊娠週数　満　週
		妊娠・分娩時における母体の病態又は異状　1 無　2 有（　）3 不詳
		母の生年月日　昭和 平成　年　月　日
		前回までの妊娠の結果　出生児　人　死産児　胎（妊娠満22週以後に限る）
(18)	その他特に付言すべきことがら	
(19)	上記のとおり診断（検案）する	診断（検案）年月日　令和　年　月　日
	病院、診療所若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所	本診断書（検案書）発行年月日　令和　年　月　日 番地 番　号
	（氏名）　医師	

記入の注意

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
Ⅰ欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満何週」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満何週の分娩中」と書いてください。
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満何週産後満何日」と書いてください。

Ⅰ欄及びⅡ欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2 交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5 煙、火災及び火焔による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1 住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。
母子健康手帳等を参考に書いてください。

死　産　届

平成　年　月　日　届出

長殿

受付			
年月日	平成　年　月　日	調査票作成	
事件簿番号	死産第　　号		

(1)	父母の婚姻直前の本籍（外国人のときは国籍を書いてください。）	父 都道府県名	母 都道府県名
(2)	氏名 生年月日（死産があったときの年齢）	年　月　日（満　歳）	年　月　日（満　歳）
(3)	死産児の男女別及び嫡出子か否かの別	□男　□女　□不詳 □嫡出子　□嫡出でない子	
(4)	死産があったとき	平成　年　月　日　□午前 □午後　時　分	
	死産があったところ	番地 番号	
(5)	死産があったときの母の住所（住民登録をしているところを書いてください。）	番地 番号	
(6)	死産があったときの世帯の主な仕事と	□1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6.仕事をしている者のいない世帯	
(7)	父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに死産があったときだけ書いてください。） 父の職業 ｜ 母の職業	
(8)	この母の出産した子の数	出生子（出生後死亡した子を含む。）……人 妊娠満22週以後の死産児（この死産児を含む。）……胎 妊娠満21週以前の死産児又は流産死胎（この死産児を含む。）……胎	
	届出人	□父　□母　□同居者　□医師　□助産婦　□その他の立会者	
		住所　番地 番号	
		氏名　印	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は妊娠満12週以後（満12週を含む）の死産について、死産後7日以内に役場に出してください。

□にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

この死産証書又は死胎検案書の作成者は医師又は助産婦ですが、医師・助産婦ともに死産に立ち会った場合には医師が書いてください。

医師又は助産婦の死産証書又は死胎検案書が得られないときは届出人はその理由を余白に書き死産の事実を証明しうる者が死産証書の(15)(16)(17)以外の各欄についてできるだけ書いてください。この場合標題の「死産証書」の「死産」の次に「（事実）」という文字を書いて「死産（事実）証書」としてください。

(11)胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産に限る）で「分娩前」とは陣痛開始前をいい「分娩中」とは陣痛開始から胎児が娩出し終るまでをいいます。なお、陣痛開始前の切開分娩の場合は，執刀開始から胎児の娩出までを「分娩中」とします。

死　産　証　書（死胎検案書）

この死産証書（死胎検案書）は，我が国の死産統計作成の資料としても用いられます。かい書で，できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

(9)	死産児の男女別	1 男 2 女 3 不詳	母の氏名 妊娠週数　満　週　日
	死産があったとき	平成　年　月　日　午前・午後　時　分	
(10)	死産児の体重及び身長	体重　グラム	身長　センチメートル
(11)	胎児死亡の時期（妊娠満22週以後の自然死産に限る）	1 分娩前　2 分娩中　3 不明	
(12)	死産があったところ及びその種別	死産があったところの種別	1 病院　2 診療所　3 助産所　4 自宅　5 その他
		死産があったところ	番地 番号
		（死産があったところの種別1～3）施設の名称	
(13)	単胎・多胎の別	1 単胎　2 多胎（　子中第　子）　3 不詳	
(14)	死産の自然人工別 ◆胎児を出生させることを目的として人工的処置を加えたにもかかわらず死産した場合は「自然死産」とします	1 自然死産 2 優生保護法による人工死産 3 優生保護法によらない人工死産 4 不明	

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により測定し、できるだけ正確に書いてください。

夜の12時は、「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

(15) 自然死産の原因若しくは理由又は人工死産の理由		自然死産の場合		人工死産の場合		
			胎児の側	母の側		
	I	ア 直接原因又は理由			優生保護法による場合	1 母体側の疾患による：疾患名
						2 父・近親者の疾患による：疾患名
		イ (ア)の原因				3 その他：理由
		ウ (イ)の原因				
		エ (ウ)の原因			優生保護法によらない場合	1 母体側の疾患による：疾患名
	II	直接には死産に関係しないが，I欄の経過に影響を及ぼした傷病名等				2 その他：理由

◆Iの(ア)欄には直接原因又は理由を胎児の側か母の側のいずれかに分けて書き、さらにそれと因果関係のある原因又は理由があれば(イ)欄(ウ)欄と続けて、それぞれ胎児又は母の側に分けて書いてください
ただし、胎児又は母の側いずれか決めかねる場合は、母の側に書いてください
◆自然死産か人工死産か不明の場合は、自然死産の欄に書いてください

I欄及びII欄に関係した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を中心に書いてください。

(16)	胎児手術の有無	1 無　2 有　［部位及び主要所見］
(17)	死胎解剖の有無	1 無　2 有　［主要所見］
(18)	1 医師 2 助産婦	上記のとおり証明（検案）する　証明（検案）年月日　平成　年　月　日 本証明書（検案書）発行年月日　平成　年　月　日 （病院，診療所若しくは助産所の名称及び所在地又は医師若しくは助産婦の住所）　番地 番号 （氏名）　印